笠岡市建設工事等最低制限価格取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は，笠岡市が発注する建設工事並びに測量及び建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）の競争入札において，地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。）第１６７条の１０第２項の規定に基づき，最低制限価格を設定する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　最低制限価格を設定する対象は競争入札に付する建設工事等とする。ただし，最低制限価格を設定することが適当でないと認められるものについては，これを設定しないことができる。

　（最低制限価格の算定方法）

第３条　最低制限価格は，次の計算式により算定した額（万円未満切り上げ）とする。

予定価格（消費税及び地方消費税を除く）×最低制限価格基準率×（１＋（０．０００

２×Ｘ＋０．００００２×Ｙ）×Ｚ）

２　建設工事における最低制限価格基準率は，対象工事の予定価格算出の基礎となった額

を用いて，次に掲げる計算式により算定した率の小数点第４位以下を切り上げた率（そ

の率が０．９２を超える場合は０．９２とし，０．７５を下回る場合は０．７５とする。）

とし，前項のＸには開札時の到達ミリ秒の１０の位の数字を，Ｙには開札時の到達ミリ

秒の１の位の数字を，Ｚには開札時の到達ミリ秒の１００の位の数字を代入するものと

する。

　（直接工事費×０．９７＋共通仮設費×０．９＋現場管理費×０．９＋一般管理費×０．６８）÷予定価格（消費税及び地方消費税を除く）

３　測量及び建設コンサルタント等業務における最低制限価格基準率は０．６とする。

　（最低制限価格の公表）

第４条　最低制限価格は，当該入札における落札者が決定した日からインターネットを利用した掲載により閲覧に供するものとする。

附　　則

　（施行期日）

１　この要領は，令和２年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行の際，令和２年５月３１日までに起工した建設工事等について

は，なお従前の例による。

附　　則

　（施行期日）

１　この要領は，令和４年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行の際，令和４年５月３１日までに起工した建設工事等について

は，なお従前の例による。